

令和5年「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」実施要領

令和4年中、自動車乗車中の交通事故死者数は34人（全死者の45.3%）で、このうち、シートベルト非着用者は8人（着用対象者の25.8%、適用除外の3人を除く）でした。

その8人のうち、2人はシートベルトを着用していれば命を落とさなかった可能性があります。

警察庁及び日本自動車連盟（JAF）による調査では、令和4年の県内の一般道でのシートベルト着用率は、運転席が99.2%、助手席が98.1%に対し、後部座席の着用率は64.9%でした。

同じく、令和4年のチャイルドシート使用状況調査では、86.4%が正しくチャイルドシートを使用していましたが、そのほか、座席にそのまま着座、大人用シートベルトを着用、保護者の抱っこという結果も見られました。

交通事故による被害を軽減させるためには、全ての座席でのシートベルトの着用と正しいチャイルドシートの使用が必要です。

岐阜県では、6月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」とし、交通安全教育と啓発活動を推進することにより、交通事故が起きた場合の被害の防止と軽減を図ることとしています。

（令和5年度 岐阜県交通安全活動推進要領 p8）

1 実施期間

令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで

2 重 点

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

3 重点に関する推進事項

(1) 交通安全教育の推進

- ・ 日本自動車連盟（JAF）協力のもと、小学生及び保育園児等やその保護者を対象とした、シートベルト着用効果体験車による体験学習などを実施し、シートベルト等の効果と正しい着用に関する交通安全教育を実施する。

- ・ 各種会合などにおいて、シートベルト・チャイルドシートの非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解、正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。
- ・ 職場では、朝礼等の機会を通じ、シートベルトの着用効果を周知するとともに、従業員等の着用率 100%を目指す。

(2) 広報啓発活動の推進

- ・ あらゆる広報媒体を活用し、運転席、助手席だけでなく、後部座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底について、広報啓発活動を推進する。
- ・ 運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルト等を正しく着用させる。
- ・ 高速乗合バス・貸切バス等の事業者が主体となり、全ての座席でのシートベルトの着用が徹底されるよう広報啓発を強化する。

参考 道路交通法第 71 条の 3

第 1 項 自動車（大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。）の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。

第 2 項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転席以外に乗車させて自動車を運転してはならない。

第 3 項 運転者は、幼児用保護装置を使用しない幼児（6 歳未満）を乗車させて自動車を運転してはならない。